

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
村上市ボランティアセンター設置規程

平成30年3月28日制定

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会は、市民のボランティア活動に対する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成及び活動の支援等を行うことにより、ボランティア活動の効果的な推進を図り、地域福祉の向上に資することを目的にボランティアセンターを設置する。

(名称及び所在地)

第2条 ボランティアセンターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 村上市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）
- (2) 所在地 村上市岩船駅前 56 番地（村上市役所神林支所内）

(事業の内容)

第3条 ボランティアセンターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査、研究及び情報の提供
- (2) ボランティア活動をする個人及び団体の登録・管理
- (3) ボランティアに関する相談・支援及び調整・紹介
- (4) ボランティアの養成等、各種講座・研修会の開催
- (5) ボランティア関係機関・団体との連携
- (6) ボランティア活動保険等の取扱い
- (7) その他必要な事業

(組織)

第4条 ボランティアセンターは事業の実施に必要な職員を置く。

(帳簿等)

第5条 ボランティアセンターには、前条に定める事業の実施状況を明らかにするための帳簿等を備えておくものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。